平成２２年（フ）第５７２号
山梨県甲斐市竜王新町959番地２
破産者　清水まゆみ
１　決定年月日　平成23年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５８１号
山梨県中巨摩郡昭和町押越2091番地３
破産者　保坂　桂二
１　決定年月日　平成23年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９号
岐阜県下呂市少ケ野728番地１　市営住宅愛宕団地Ｂ棟　102、前住所岐阜県高山市国府町今375番地
破産者　木下武右衛門
１　決定年月日　平成23年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第１２号
三重県伊賀市服部町３丁目68番地　グランディス伊賀上野206号室
破産者　野並　　忍
１　決定年月日　平成23年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１９９５号
京都市東山区下河原通八坂鳥居前下る３丁目南町424番地　ライオンズマンション高台寺305号
破産者　長木　克也
１　決定年月日　平成23年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０６１号
大阪市東成区深江北３丁目６―14　メゾンユイボナール503号室、開始決定時の住所大阪市城東区永田４丁目４番15号
破産者　加藤　英夫
１　決定年月日　平成23年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６９０号
大阪市城東区鴫野西２丁目５番５―518号、居所京都市山科区音羽草田町43―36　メゾンオリエント402号
破産者　神木　晃明
１　決定年月日　平成23年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９８２号
大阪府豊中市曽根東町３丁目５番３号211号室、開始決定時の住所大阪市西成区天下茶屋１丁目19番14号
破産者　大浦　隆雄
１　決定年月日　平成23年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０３１号
大阪市此花区梅香１丁目18番５号東栄荘Ａ101号、事業所所在地大阪市此花区春日出北２―１―９此花郵便局
破産者　上村食堂こと　上村　文子
１　決定年月日　平成23年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６１４号
大阪市平野区長吉長原西２丁目２番24―606号、開始決定時の住所大阪市平野区喜連４丁目８番71―1503号
破産者　大東　正勝
１　決定年月日　平成23年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４３３号
大阪府松原市新堂２丁目332番地の５Ａ棟202号
破産者　新谷　恭代
１　決定年月日　平成23年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４７３号
大阪府門真市島頭３丁目12番４号
破産者　川田　浩之
１　決定年月日　平成23年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６２５号
大阪府寝屋川市成美町23番18号
破産者　吉井　　剛
１　決定年月日　平成23年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１５８号
大阪府東大阪市小阪２丁目９―25　グローバル八戸里201、住民票上の住所大阪府東大阪市御厨南３丁目１番46―404号
破産者　梅﨑　修身
１　決定年月日　平成23年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８９５号
大阪府寝屋川市仁和寺本町５丁目16番14号
破産者　漆尾　博則
１　決定年月日　平成23年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９２６号
大阪府吹田市古江台４－１－Ｂ20棟203号室、住民票上の住所大阪府守口市南寺方南通３丁目１番21号
破産者　天谷　圭介
１　決定年月日　平成23年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０号
兵庫県加古郡播磨町二子394―１　エクセレント一番館Ａ103、開始決定時の住所兵庫県加古川市別府町新野辺1083―１　ミルフィオリⅡ　201
破産者　築井　　豊
１　決定年月日　平成23年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３号
大阪市城東区放出西２丁目20番10―402号
破産者　血原　正晴
１　決定年月日　平成23年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部